

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第三章 略」</p> <p>第四章 中間株主資本等変動計算書</p> <p>「第一節・第二節 略」</p> <p>第三節 評価・換算差額等（第六十二条・第六十三条）</p> <p>第三節の二 株式引受権（第六十三条の二）</p> <p>「第四節～第六節 略」</p> <p>「第五章～第七章 略」</p> <p>附則</p> <p>（純資産の分類）</p> <p>第三十二条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>（株式引受権の表示）</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第三章 同上」</p> <p>第四章 「同上」</p> <p>「第一節・第二節 同上」</p> <p>第三節 評価・換算差額等（第六十二条・第六十三条）</p> <p>「第四節～第六節 同上」</p> <p>「第五章～第七章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（純資産の分類）</p> <p>第三十二条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p>

第三十六条の二の四 財務諸表等規則第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。

(新株予約権の表示)

第三十六条の二の五 [略]

(中間株主資本等変動計算書の区分表示)

第五十九条 中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2 [略]

第三節の二 株式引受権

第六十三条の二 株式引受権は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2 株式引受権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

「条を加える。」

(新株予約権の表示)

第三十六条の二の四 [同上]

(中間株主資本等変動計算書の区分表示)

第五十九条 中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2 [同上]

「節を加える。」

様式第四号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 (年 月 日)	当中間会計期間 (年 月 日)
[略]		
純資産の部		
[略]		
評価・換算差額等		
[略]		
評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		

※様式第六号を挿入。

様式第四号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 (年 月 日)	当中間会計期間 (年 月 日)
[同左]		
純資産の部		
[同左]		
評価・換算差額等		
[同左]		
評価・換算差額等合計	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		

※様式第六号を挿入。

様式第六号
【中期株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 年 月 日 至 年 月 日)

	株主資本										新株予約権			(単位:円)
	資本金		資本剰余金		利益剰余金		自己株式		その他の項目		評価・換算差等		新株予約権	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の項目	評価・換算差等	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の項目	評価・換算差等			
当期初高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間変動額														
期中の発行	×××													
剰余金の配当		×××	△××											
中間配当		×××	×××											
自己株式の処分				×××										
.....														
株主資本以外の項目の当														
当中間変動額(純額)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間会計期間(自 年 月 日 至 年 月 日)

	株主資本										新株予約権			(単位:円)
	資本金		資本剰余金		利益剰余金		自己株式		その他の項目		評価・換算差等		新株予約権	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の項目	評価・換算差等	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の項目	評価・換算差等			
当期初高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間変動額														
期中の発行	×××													
剰余金の配当		×××	△××											
中間配当		×××	×××											
自己株式の処分				×××										
.....														
株主資本以外の項目の当														
当中間変動額(純額)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

様式第六号
【中期株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 年 月 日 至 年 月 日)

	株主資本										新株予約権			(単位:円)
	資本金		資本剰余金		利益剰余金		自己株式		その他の項目		評価・換算差等		新株予約権	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の項目	評価・換算差等	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の項目	評価・換算差等			
当期初高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間変動額														
期中の発行	×××													
剰余金の配当		×××	△××											
中間配当		×××	×××											
自己株式の処分				×××										
.....														
株主資本以外の項目の当														
当中間変動額(純額)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間会計期間(自 年 月 日 至 年 月 日)

	株主資本										新株予約権			(単位:円)
	資本金		資本剰余金		利益剰余金		自己株式		その他の項目		評価・換算差等		新株予約権	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の項目	評価・換算差等	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の項目	評価・換算差等			
当期初高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間変動額														
期中の発行	×××													
剰余金の配当		×××	△××											
中間配当		×××	×××											
自己株式の処分				×××										
.....														
株主資本以外の項目の当														
当中間変動額(純額)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔記載上の注釈〕

1. 変動事業及び余剰の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の範囲によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動科目ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び剰余金の各会計種別を記載は省略することができる。
6. 繰上償用及び修正再表示（以下、において「繰上償用等」という。）を行った場合には、前中間会計期間の繰上償用及び繰上償用等の後の繰上償用を区分表示すること。
7. 会社基幹写に規定されている繰上償用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の戻後の期首残高を区分表示すること。
8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

〔記載上の注釈〕

1. 変動事業及び余剰の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の範囲によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動科目ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び剰余金の各会計種別を記載は省略することができる。
6. 繰上償用及び修正再表示（以下、において「繰上償用等」という。）を行った場合には、前中間会計期間の繰上償用及び繰上償用等の後の繰上償用を区分表示すること。
7. 会社基幹写に規定されている繰上償用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の戻後の期首残高を区分表示すること。
8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。